

2021年9月16日 全7頁

# 令和4年度税制改正要望 デリバティブと現物の損益通算が実現すると個人の証券税制はどう変わるか

留意点も含め個人投資家の理解と支持が広がるかが要望実現のカギ

金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

## [要約]

- 金融庁は、2021年8月31日に令和4年度税制改正要望（以下、要望）を公表した。要望では、金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）として、「有価証券市場デリバティブ取引を損益通算の対象に追加すること」が掲げられた。
- デリバティブに係る損益通算範囲の拡大は、令和3年度の税制改正の審議過程でも議論され「早期に検討する」とされたものである。このため、金融庁は、「金融所得課税の一体化に関する研究会」を設置し、この要望実現に伴う課題や論点を整理している。
- 要望では、研究会の論点整理を踏まえ、まずは、対象商品を「有価証券市場デリバティブ取引」とし、租税回避防止措置として有価証券市場デリバティブ取引に一律の時価評価課税を採り入れること、利便性向上策として特定口座で取り扱えるようにすることとしている。
- 要望が実現すると、株式投資を行う個人投資家がデリバティブを用いたヘッジを行う際の税制面の障害が取り除かれる。他方、有価証券市場デリバティブ取引とFXの損益が通算できなくなることや、有価証券市場デリバティブ取引に時価評価課税が導入されるため納税資金のため上乗せの現金を用意する必要性が生じるなどの留意点もある。こうした留意点も含めて新たな制度案に対する個人投資家の理解と支持が広がるかが、要望実現のカギとなるだろう。

## 1. 金融庁の税制改正要望

金融庁は、2021年8月31日に令和4年度税制改正要望（以下、要望）<sup>1</sup>を公表した。要望では、金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）として、「有価証券市場デリ

<sup>1</sup> 本レポートでは、金融庁ウェブサイト公表された「令和4年度 税制改正要望項目」（下記リンク①）および財務省ウェブサイト公表された「令和4年度税制改正要望（金融庁）」（下記リンク②）の両者を合わせて「令和4年度税制改正要望（要望）」と呼ぶ。

リンク①：<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210831.html>

リンク②：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/request/fsa/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/fsa/index.htm)

バティブ取引を損益通算の対象に追加すること」が掲げられた<sup>2</sup>。

デリバティブに係る損益通算範囲の拡大は、令和3年度の税制改正の審議過程でも議論されたが、自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日）<sup>3</sup>では、「時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する」と、継続検討事項となっていたものである。

金融庁は、これを踏まえ、「金融所得課税の一体化に関する研究会」を設置し、デリバティブを損益通算の対象に加える際の、対象商品や租税回避行為の防止策などについて検討し、2021年7月7日に論点整理<sup>4</sup>を公表している。この論点整理に基づき、金融庁は以下の3点を「早期に実現すること」として要望している。

**図表1 金融庁の金融所得課税一体化・早期実現要望事項**

- ①ヘッジニーズや価格・取引の透明性等を踏まえ、まずは、有価証券市場デリバティブ取引を損益通算の対象に追加すること
- ②デリバティブ取引を利用した租税回避行為を防止するため、有価証券市場デリバティブ取引については、時価評価課税を一律に適用すること
- ③幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、有価証券市場デリバティブ取引について、特定口座での損益通算を可能とすること

(注) ①～③印、下線は筆者によるものである。

(出所) 財務省ウェブサイト「令和4年度税制改正要望（金融庁）」をもとに大和総研作成

## 対象商品について

損益通算の対象商品については、「分散投資の促進や、公平・中立・簡素な金融所得課税の実現という観点から考えれば、金融所得課税の一体化の対象として、デリバティブ取引全体とすることが望ましいと考えられる」としている。しかし、「現在、個人投資家において株式取引が広範に行われており、このヘッジ手段として有効なデリバティブ取引については、政策目的に照らし優先度が高く、市場デリバティブ取引については、取引所での市場流動性を通じた価格・取引の透明性等が担保されていることから、金融機関や税務当局の実務において問題が発生する可能性が低い」ことから、金融庁は、まずは有価証券市場デリバティブ取引を損益通算の対象とすることを要望した。

<sup>2</sup> 日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所協議会「令和4年度税制改正に関する要望」（2021年9月）においても、「投資者の選択肢を広げリスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること」が要望されている。

<sup>3</sup> <https://www.jimin.jp/news/policy/200955.html>

<sup>4</sup> 金融所得課税の一体化に関する研究会「金融所得課税の一体化に関する研究会論点整理」（2021年7月7日）<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20210707.html>

## 租税回避防止措置について

デリバティブ取引においては、現行の日本の税制のように決済時に税務上の損益を認識する方法だと、投資家が売り方・買い方に同額のポジションを建てて（両建て）、損失が出た方だけを決済することによって意図的に税務上の損失を発生させること（ストラドル取引）が可能である。現状では仮に投資家がストラドル取引を行ったとしてもデリバティブの損益は他の所得と損益通算ができないため、他のデリバティブ取引の利益に対する課税を繰り延べる効果が生じるのみに留まる。しかし、もし現物の所得との損益通算実現後もストラドル取引が可能であるとすると、現物の株式の配当や譲渡益なども課税を繰り延べるのが可能になってしまう。このため、現物とデリバティブの損益通算を可能にするにあたっては、ストラドル取引による租税回避を防止するための何らかの措置が必要になるものと考えられる。

論点整理では、ストラドル取引による租税回避防止措置として米国で導入されている時価評価課税を中心に検討し、「デリバティブ取引への時価評価課税の導入は、実現損だけでなく含み益に対しても課税されることとなるため、ストラドル取引に対する有効な租税回避防止策になり得ると考えられる」とした。

租税回避防止措置としての時価評価課税の導入の方法には二通りあり得る。一つは、デリバティブ取引につき一律に時価評価課税を行い損益通算の対象とする方法（**一律**）、もう一つは、「事前に時価評価課税の届出を行った者についてのみ、デリバティブ取引との損益通算を認め、届出を行わなかった者には、損益通算を認めない（時価評価課税を適用しない）」（**選択制**）とする方法である。論点整理では、「個人投資家の場合には、余剰の現金を持っていないこともあること」から選択制で十分だとの意見、「時価評価課税を各人の届出制にするということは、課税される側に選択の余地を与えることとなり、租税回避防止策としては好ましくない」から一律がよいとの意見の両論があったが、金融庁は一律の時価評価課税導入を要望することとした。

## 特定口座での取り扱いについて

論点整理では、「個人投資家の利便性（個人投資家の申告等に要する負担の削減）や税務当局における行政運営コストは重要な要素であることから、デリバティブ取引を上場株式等との損益通算の対象とする場合は、特定口座を活用することが考えられる」としており、これを踏まえ金融庁は有価証券市場デリバティブ取引について、特定口座での損益通算を可能とすることを要望した。

もっとも、論点整理では、「特定口座の活用については、その口座が開設されている金融機関（源泉徴収義務者）において源泉徴収の原資となるキャッシュを確保する等、執行上の課題がある」ことも指摘されており、要望実現にあたってはこれらの解決が必要となる。

## 2. 金融庁要望実現後の証券税制のすがたと課題

### 新たに損益通算できるようになる商品と、改正後は損益通算できなくなる商品

現行税制では、図表2の通り、金融商品は大きく4つのグループに分けられる。各グループの所得は、自らのグループ内の所得のみと損益通算が可能で、他のグループとの損益通算はできない。例えば、図表2のA・上場株式等グループの所得は、同じAグループの所得のみと損益通算が可能で、B・一般株式等グループ、C・先物グループ、D・その他グループの所得とは損益通算することができない。

図表2 現行の金融所得課税の概要

グループ	A	B	C	D
	上場株式等グループ	一般株式等グループ	先物グループ	その他グループ
主な商品	上場株式 公募株式投資信託 ETF・ETN 上場REIT 特定公社債 公募公社債投資信託	非上場株式 私募株式投資信託 私募REIT 一般公社債 私募公社債投資信託	有価証券市場デリバティブ 有価証券店頭デリバティブ 市場FX 店頭FX 市場CX(商品先物) 店頭CX(商品先物)	暗号資産デリバティブ 外国市場デリバティブ 外国通貨(為替差損益)
税制概要	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則雑所得として 総合課税
損益通算	Aグループ内のみ可能	Bグループ内のみ可能	Cグループ内のみ可能	Dグループおよび総合課税の雑所得内のみ可能
繰越控除	損失を3年繰り越し、 Aグループ内所得から控除可能	不可	損失を3年繰り越し、 Cグループ内所得から控除可能	不可
特定口座	利用可能	不可	不可	不可

(注) 税率には復興特別所得税を含む。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

金融庁の要望に明記はないが、論点整理では「これまで認められてきたデリバティブ取引内での損益通算が、その他のデリバティブ取引との間では認められなくなる」としており、金融庁の要望が実現した場合、金融商品に対する課税は以下の5グループに分かれるものと想定される。

図表3 金融庁要望が実現した場合の金融所得課税として想定されるすがた

グループ	A	A'	B	C	D
	上場株式等グループ	特定先物グループ	一般株式等グループ	一般先物グループ	その他グループ
主な商品	上場株式 公募株式投資信託 ETF・ETN 上場REIT 特定公社債 公募公社債投資信託	<b>有価証券市場デリバティブ</b>	非上場株式 私募株式投資信託 私募REIT 一般公社債 私募公社債投資信託	有価証券店頭デリバティブ 市場FX 店頭FX 市場CX(商品先物) 店頭CX(商品先物)	暗号資産デリバティブ 外国市場デリバティブ(注1) 外国通貨(為替差損益)
税制概要	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則20.315% 申告分離課税	原則雑所得として 総合課税
時価評価課税	なし	<b>あり</b>	なし	なし	なし
損益通算	<b>A・A'</b> グループ内のみ可能		Bグループ内のみ可能	Cグループ内のみ可能	Dグループおよび総合課税の雑所得内のみ可能
繰越控除	損失を3年繰り越し、 <b>A・A'</b> グループ内所得から控除可能		不可	損失を3年繰り越し、 Cグループ内所得から控除可能	不可
特定口座	利用可能	<b>利用可能</b>	不可	不可	不可

(注1) 金融庁の要望に明記はないが日本証券業協会は外国市場デリバティブにつき申告分離課税の対象とすることを要望しており、税制改正により外国市場デリバティブがA'グループまたはCグループに分類される可能性も考えられる。

(注2) 税率には、復興特別所得税を含む。**赤字・下線部**が現行制度からの変更点である。

(出所) 法令等および財務省ウェブサイト「令和4年度税制改正要望(金融庁)」をもとに大和総研作成

すなわち、有価証券市場デリバティブの損益につき、改正後は図表3の「A・上場株式等グループ」の所得と損益通算できるようになる一方で、「C・一般先物グループ」の所得とは損益通算できなくなることが想定される。

これにより、例えば、上場株式や公募投信などへの投資を行い有価証券市場デリバティブ取引をヘッジのために使っていた投資家はこれらが相互に損益通算可能になることで利便性が向上する。他方、有価証券市場デリバティブ取引とFXを投資対象としていた投資家にとっては、これらが損益通算できなくなることにより不便になる。

この点については、論点整理では「個人投資家の多くが主として株式取引を行っていることを考慮すると、デリバティブ取引内の損益通算より上場株式等との損益通算のほうが、全体として得られるメリットが大きいのではないかと考えられる」としており、金融庁として全体としてのメリット・デメリットを総合的に判断して要望をまとめたものと考えられる。

また、金融庁は「執行面の課題等を踏まえ、段階的に拡大を検討」するとしており、今回の要望が実現した後も、順次、前掲図表3の「C・一般先物グループ」の商品を「A'・特定先物グループ」に移すことを検討するものと考えられる。

#### **時価評価課税の導入と納税資金の確保について**

現行の日本の個人の金融所得に対する課税は、全て実現主義の考え方を採用しており、通常の有価証券の譲渡所得は譲渡が成立して損益が確定した時点、信用取引やデリバティブなど「売り」が先に行われる取引においても反対売買や差金決済などが成立して損益が確定した時点で所得を認識することとし、未実現の利益に対して課税が行われることはなかった。

他方、日本の法人税では、「売買目的有価証券」およびデリバティブに対しては期末時点で損益が未実現であったとしても、時価評価を行って、その評価益または評価損を損益に計上している。

個人の場合は、1月～12月の暦年を単位として所得税を課しているため、有価証券市場デリバティブ取引につき時価評価課税を導入する場合、年末時点で未決済の建玉に対し、年末時点で決済したものとみなした評価損益を所得に計上（し、上場株式等との損益通算の対象と）することになるものと考えられる。

通常、所得税は納税者が得た現金の中から税金を納めればよいが、金融庁の要望が実現した場合、投資家は有価証券市場デリバティブ取引については、現金を得る前の段階において年末の評価益に対する納税が必要となる。このため、有価証券市場デリバティブ取引を行う個人投資家が年をまたぐ取引を行う際には、取引のための証拠金とは別に納税資金として上乗せの現金を用意することが必要となる。もし、納税資金としての上乗せの現金を用意できない場合は、（評価益が出ているポジションにつき）反対売買を行うことで現金を用意する局面もあるかもしれない。

## ヘッジ対象とヘッジ手段の「期ズレ」について

有価証券市場デリバティブ取引は、現物株式のヘッジのために行うことも考えられる。

現行税制では現物株式の買いに対して有価証券市場デリバティブ取引の売りでヘッジをかけた場合、現物株式の売却と有価証券市場デリバティブ取引の決済を同時に行えば、いずれもその時点で税制上の損益を認識するため、損益の「期ズレ」は生じない。

しかし、金融庁の要望が実現した場合、現物株式の所得は売却するまで認識しない一方で、有価証券市場デリバティブ取引の所得は反対売買や決済が行われなくとも年末時点で所得を認識することとなる。このため、現物株式の買いと有価証券市場デリバティブ取引の売りを持ち越したまま年末が到来すると、税務上、その時点で有価証券デリバティブ取引の評価損益のみを認識することとなり、**損益の「期ズレ」が生じる**。

むろん、税務上の損益の計上時期がズレたとしても、最終的に損益通算や繰越控除によって税負担の調整が行われれば、(キャッシュの出入りの時期の影響は受けるとしても) トータルとしての投資家の税負担には影響がないことになる。だが、現行税制は上場株式等の譲渡損失を繰り越せるのは3年以内となっており、損失が発生した年から3年以内に利益が得られないと、損失が税制上考慮されないことになってしまう。制度改正にあたっては、ヘッジによる損益発生時期の期ズレが生じることを踏まえ、現在3年までとなっている繰越控除の期間を延長することが望まれる。

## 特定口座での取引実現に向けた課題

特定口座は、個人投資家の上場株式等の譲渡損益および配当所得・利子所得につき、証券会社が所得を計算し源泉徴収することにより確定申告を行わずに納税を完結させる仕組みである<sup>5</sup>。現行制度においては、特定口座で源泉徴収の対象となる利益(譲渡代金、配当、利子など)は、全て証券会社を通じて支払われるため、証券会社はその中から源泉徴収税額を控除して個人投資家に支払うことで源泉徴収が実現できていた。

有価証券市場デリバティブ取引においても決済時の損益の源泉徴収のみであれば、これまでの仕組みと同様に個人投資家に支払われる決済差金あるいはオプションの当初プレミアム料の中から源泉徴収税額を控除することが考えられる。しかし、年末に時価評価課税を行う際の評価益部分についてはこれに相当する差金が個人投資家に支払われるわけではなく、「源泉」となるべき現金が存在しない。

このため、証券会社が特定口座において時価評価課税に伴う評価益部分も含めた源泉徴収を行うためには、個人投資家が予め源泉所得税納税のため証券会社に上乗せの現金を預けたり、年初に証券会社からの源泉徴収税額相当額の請求に応じて入金を行ったりする必要が生じるも

<sup>5</sup> 特定口座には証券会社が源泉徴収を行わず所得計算のみを行う口座もあるが、ここでは源泉徴収を行う口座について述べる。

のと考えられる。

現行では個人が有価証券市場デリバティブ取引を行って利益を得た場合は確定申告が必須であるため、有価証券市場デリバティブ取引に特定口座が導入されれば個人投資家の利便性が向上する面があることは事実だろう。他方、個人投資家として、評価益に対する源泉徴収税額の納税のための新たな仕組みを受け入れる必要もある。制度導入に向けては、個人投資家の理解を得ながら特定口座での納税の仕組みを準備することが課題となる。

### 3. 今後の展望

金融庁の要望が実現すると、株式投資を行う個人投資家がデリバティブを用いたヘッジを行う際の税制面の障害が取り除かれる。他方、有価証券市場デリバティブ取引とFXの損益が通算できなくなることや、有価証券市場デリバティブ取引に時価評価課税が導入されるため納税資金のため上乗せの現金を用意する必要が生じるなどの留意点もある。

自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日）<sup>6</sup>では、「時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する」（下線部筆者）としている。この「理解」を得るべき「関係者」には、金融庁・財務省や証券業界なども含まれるものと考えられるが、最も重要なのは取引の主体となる個人投資家である。

新たな制度案について、留意点も含めて個人投資家の理解と支持が広がるかが、要望実現のカギとなるだろう。

【以上】

<sup>6</sup> <https://www.jimin.jp/news/policy/200955.html>